

○国立大学法人秋田大学外国人研究員就業規則

(平成18年4月1日規則第186号)

改正 平成25年3月29日規則第186号 平成27年3月27日一部改正
平成27年9月16日一部改正 平成29年3月8日一部改正
平成31年3月15日一部改正 令和2年6月22日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人秋田大学職員就業規則(平成16年規則第50号。以下「職員就業規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)に勤務する同条第1項第6号に掲げる外国人研究員就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「外国人研究員」とは、本学における学術研究の推進を図るため、共同研究等に参画させることを目的として本学が招へいし、常勤の研究員として雇用する外国人をいう。

(就業規則の遵守)

第3条 本学及び外国人研究員は、この規則を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

(採用)

第4条 外国人研究員の採用は、選考による。

2 外国人研究員に採用される者は、採用される際、本学が定める必要書類を提出しなければならない。ただし、本学が提出を要しないと認める場合には、必要書類の一部について提出を省略することがある。

3 採用時の必要書類について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学職員の採用時必要書類に関する要項」による。

(雇用契約の締結)

第5条 本学と外国人研究員の雇用契約は、日本語及び当該外国人研究員が契約内容を理解できる外国語の契約書により締結する。ただし、当該外国人研究員が日本語の契約書を理解できる場合は、当該契約書のみとすることができる。

2 前項の契約は、次に掲げる事項を記載した契約書により行う。

- (1) 雇用契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事すべき職務に関する事項
- (3) 勤務時間、休日、休暇等に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 前項の契約書は、各2通作成し、雇用契約締結後、本学及び当該外国人研究員がそれぞれ1通を保管する。

(雇用契約の期間)

第6条 外国人研究員との雇用契約の期間は、1年以内とし、年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の途中で契約する場合は、その終期を当該年度の末日とする。ただし、契約期間を更新する場合でも、当初の契約期間(他の規程による任期を付した契約期間を含む。)から通算して5年を超えることはできない。

(退職)

第7条 外国人研究員は、次に掲げるときは、退職し、その身分を失う。

- (1) 雇用契約の期間が満了し、更新しない場合
- (2) 退職を願い出て学長から承認されたとき
- (3) 死亡したとき

(自己都合による退職)

第8条 外国人研究員は、自己の都合で退職しようとする場合は、退職を希望する日の30日前までに、退職願を提出しなければならない。

2 外国人研究員は、退職願を提出しても、退職するまでは職務に従事しなければならない。

(当然解雇)

第9条 外国人研究員が、次のいずれかに該当するに至った場合は、これを解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 懲戒解雇又は免職を受け、当該解雇又は免職の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(解雇)

第10条 外国人研究員が、次に掲げる場合においては、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、外国人研究員としての職責を果たし得ない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さない場合
- (4) 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ、他の職務への転換が困難な場合
- (5) 外部資金の受入終了やプロジェクト事業の業務の完了等の事由により、業務を終了せざるを得ない場合

(解雇制限)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の外国人研究員が、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第65条の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第12条 前条の規定により外国人研究員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予

告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払わなければならない。

(給与)

第13条 外国人研究員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1) 本給	一の月の初日から末日まで	その月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日)
(2) 通勤手当	支給単位期間	支給単位期間に係る最初の月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日)

- 2 本給は甲種及び乙種とする。本給月額とは別表第1のとおりとし、甲種は極めて顕著な研究業績を有する者に、乙種はその他の者に適用する。
- 3 乙種の本給月額は、別表第1及び別表第2により、別表第1に定める本給月額の範囲内で決定する。
- 4 通勤手当は、国立大学法人秋田大学職員給与規程(平成16年規則第64号。以下「職員給与規程」という。)第28条の規定を準用し、支給する。
- 5 第1項の表中「支給単位期間」とは、職員給与規程第28条第4項に規定する期間をいう。
- 6 外国人研究員の退職する日(以下「退職日」という。)が第1項に定める支給日前である場合は、第1項の規定にかかわらず、給与を退職日(退職日が休日に当たるときは、退職日の直近の勤務日)に支給することができる。

(給与の支払及び計算)

第14条 外国人研究員の給与の支払及び計算については、前条第1項及び第4項の規定によるほか、職員給与規程第5条(給与の支払)、第6条(日割計算等)、第7条(非常時払い)、第8条(勤務1時間当たりの給与額の算出)、第9条(端数計算)、第10条(端数の処理)、第49条(給与の減額)及び第50条(本給の半減)の規定を準用する。

(勤務時間及び休憩時間)

第15条 外国人研究員の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き、38時間45分とし、1日の勤務時間は、7時間45分とする。

- 2 勤務の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の表に掲げるとおりとする。

勤務時間	休憩時間
8時30分～12時15分	12時15分～13時00分
13時00分～17時00分	

(休日)

第16条 外国人研究員の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に規定する日を除く。)
- (5) その他学長が指定した日

(休暇)

第17条 外国人研究員の休暇については、国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程(平成16年規則第57号)第22条(休暇の種類)、第23条(年次休暇)第1項から第3項、第24条、第25条(年次休暇の届出)、第25条の2(計画的年次休暇)、第26条(年次休暇の単位)、第26条の2(時間単位の年次休暇)、第25条の3(年次休暇の時季指定)、第27条(病気休暇)、第28条(病気休暇の手続)、第29条(病気休暇の単位)、第30条(特別休暇)、第31条(特別休暇の手続)及び第32条(特別休暇の単位)の規定を準用する。

(赴任及び帰国旅費)

第18条 外国人研究員には、赴任及び帰国旅費を支給することができる。ただし、帰国旅費は、雇用契約の期間満了後3ヶ月以内に本邦を出発する場合に支給する。

(名称授与)

第19条 本学において、引き続き3月以上専攻分野について教授又は研究に従事する外国人研究員には、秋田大学客員教授及び客員准教授名称授与規程の定めるところにより、客員教授又は客員准教授(以下「客員教授等」という。)の名称を授与することができる。

2 前項の規定により、客員教授等の名称を授与する場合には、第5条に規定する契約書にその旨を明記して、本人に了知させるものとする。

(在留資格、在留期間等の証明書類)

第20条 外国人研究員は、在留資格、在留期間等を証明するため、雇用契約締結後、速やかに登録原票記載事項証明書、在留カード(写)又は特別永住証明書(写)を提出しなければならない。

2 在職中に、前項の規定により提出した書類の記載事項に異動があった場合は、速やかに本学に届け出なければならない。

(職員就業規則の準用)

第21条 職員就業規則第28条(退職証明書)、第31条(誠実義務)、第32条(職務専念義務)、第33条(職務専念義務免除期間)第2号から第4号まで、第34条(遵守事項)、第34条の2(特定個人情報及び個人情報の保護)、第35条(職員の倫理)、第36条(ハラスメントの防止)、第37条(兼業の制限)、第38条(職務発明等)、第42条(研修)、第43条(表彰)、第44条(懲戒)、第45条(懲戒の種類)、第46条(訓告等)、第47条(損害賠償)、第48条(安全・衛生管理)、第49条(出張)、第50条(旅費)、第51条(宿舍利用基準)、第52条(業務災害)及び第53条(通勤災害)の規定は、外国人研究員について準用する。

(実施に関し必要な事項)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

(補則)

第23条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第5条第2項第1号に規定する雇用契約の期間に施行日を含む場合の第13条第2項に規定する本給月額については、施行日前日の本給月額とすることができるものとする。

附 則

この規則は、平成23年7月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第5条第2項第1号に規定する雇用契約の期間に施行日を含む場合の第13条第2項に規定する本給月額については、施行日前日の本給月額とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。
(特例期間における給与の支給について)
- 2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、本給月額の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
(端数計算)
- 3 この附則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成24年9月26日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第186号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日一部改正)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月16日一部改正)
この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月8日一部改正)
この規則は、平成29年3月8日から施行する。

附 則(平成31年3月15日一部改正)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月22日一部改正)
この規則は、令和2年6月22日から施行し、令和2年5月14日から適用する。

別表第1

外国人研究員の号俸格付基準及び本給月額表

甲種	本給月額(円)				
	780,000				
乙種	短期大学卒業後の経験年数	大学卒業後の経験年数	号俸	雇用期間別の本給月額(円)	
				6月未満	6月以上
	0年以上～5年未満	0年以上～2年未満	1	320,000	362,000
	5年以上～10年未満	2年以上～7年未満	2	360,000	405,000
	10年以上～15年未満	7年以上～12年未満	3	398,000	451,000
	15年以上～22年未満	12年以上～19年未満	4	438,000	497,000
	22年以上～29年未満	19年以上～26年未満	5	474,000	538,000
	29年以上～35年未満	26年以上～32年未満	6	516,000	586,000
35年以上～	32年以上～	7	544,000	622,000	

(注) 上記以外の学歴を有する者については、国立大学法人秋田大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準細則別表第5の修学年数調整表により、いずれか有利な方の学歴に調整するものとする。

別表第2

経験年数換算表

経歴		換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関としての在職期間	教育・研究系職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る)		100/100

民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役等の期間		80/100
その他の期間	教育，研究等に関する職務に従事した 期間で，その職務についての経験が直 接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100